

基本目標4

地球環境に配慮したくらしを実践するまち ～低炭素社会の実現～ (犬山市地球温暖化対策実行計画【区域施策編】)

施策展開の方針

化石燃料のエネルギー消費過程で生じる二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスの排出は、自然環境や社会環境に影響を及ぼす気候変動を引き起こしており、人類の生存基盤に関わる重要な環境問題の一つです。

気候変動対策の国際的な枠組みである「パリ協定」および、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく国の「地球温暖化対策計画」の方針を踏まえ、本市から排出される温室効果ガス排出量の削減に向けて、エネルギー利用の効率化、省エネルギー機器・設備の普及拡大を図っていく必要があります。

このため、本市で暮らし活動する市民や事業者が、積極的に環境への負荷の少ないライフスタイルや社会経済活動を賢く選択することにより、エネルギー消費が最小限に抑えられ、温室効果ガスの排出が抑制された低炭素社会の実現を目指します。



犬山市の温室効果ガス（CO₂）排出量削減目標

我が国では「地球温暖化対策実行計画」において、パリ協定に基づき、「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量を26.0%削減」とする削減目標を掲げており、本市においても国の目標を基準として、以下の目標を掲げます。

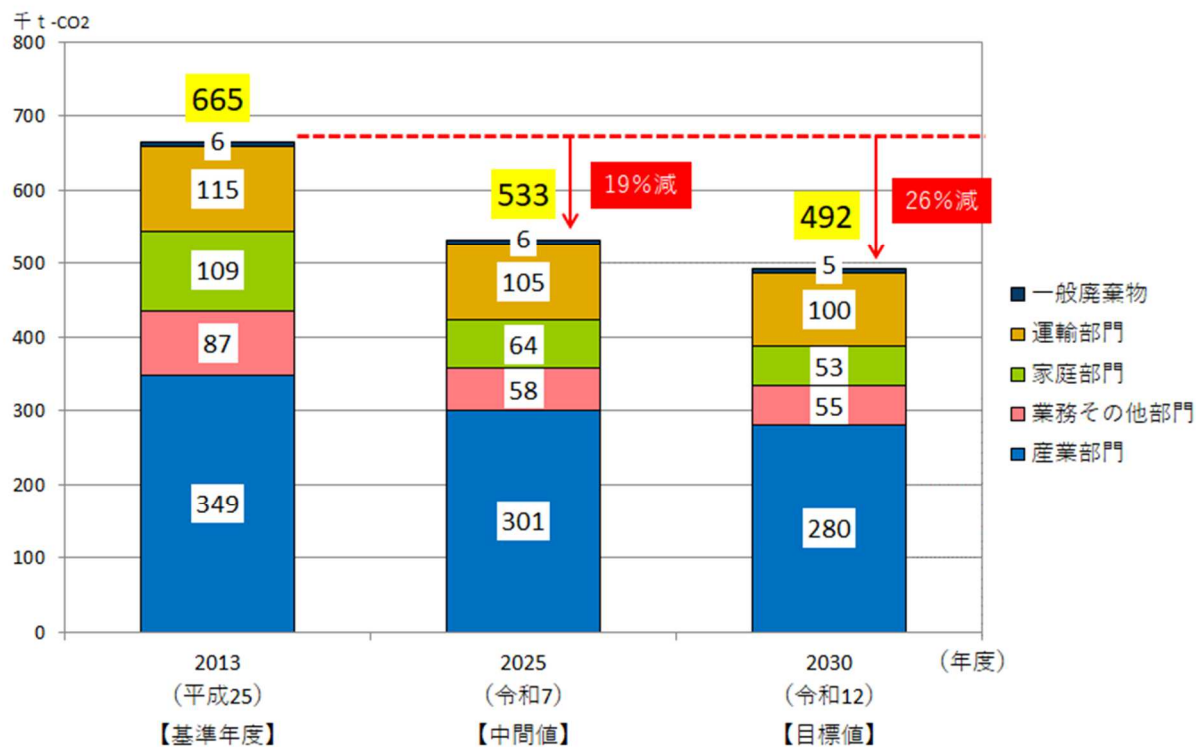
市民の生活や事業者の事業活動、市自らの事務事業など、あらゆる主体のあらゆる活動に関連する温室効果ガス排出量削減のための取り組みを対象とします。

市内の温室効果ガス（CO₂）排出量を 2030年度までに **26%削減**（2013年度比）

この削減目標を排出量に換算すると、2030（令和12）年度の温室効果ガス（CO₂）排出量は492千 t-CO₂、基準年度からの削減量は173千 t-CO₂となります。

この目標達成に向けて、これまでの対策を継続するとともに、家庭部門、業務その他部門、運輸部門を中心に更なる地球温暖化対策を実施します。

犬山市の温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標



※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と項目の合計値が一致しない年度があります。

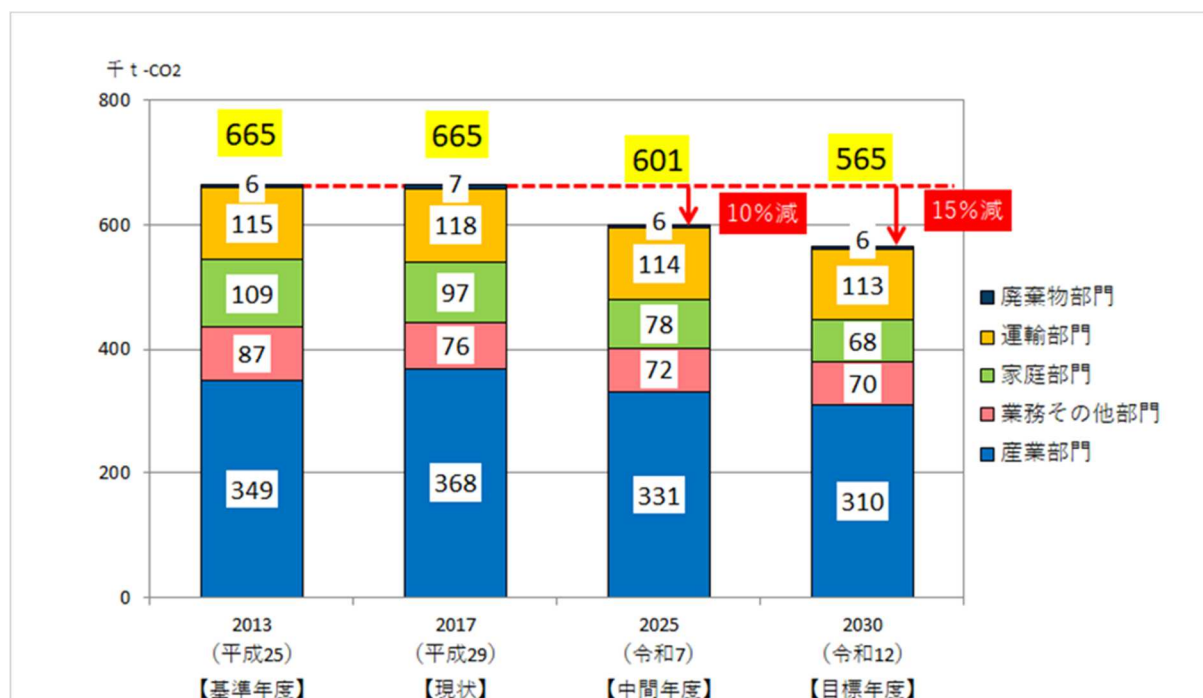
※電力使用に係る排出係数は、2013年度は実績値である0.513kg-CO₂/kWh、2025年度0.412kg-CO₂/kWh、2030年度0.370kg-CO₂/kWhを用いています。

(2030年度0.370kg-CO₂/kWhは、国の「地球温暖化対策計画」における排出係数の目標値)

■コラム 温室効果ガス排出量の将来予測

現在の対策を継続した場合の温室効果ガス排出量の将来予測

本市から排出される温室効果ガス（CO₂）排出量の過去データ（P30参照）から、現在の地球温暖化対策を継続した場合の将来推計を行った結果、2025（令和7）年度の排出量は、601千t-CO₂、2030（令和12）年度は565千t-CO₂となりました。



※小数点以下の四捨五入の関係により、総排出量と各部門の合計値が一致しない年度があります。

追加対策による削減

現在の地球温暖化対策を継続した場合の温室効果ガス排出量の将来予測では、2025（令和7）年度、2030（令和12）年度とも、削減目標値を超過しており、目標を達成するためには、追加の地球温暖化対策が必要となります。

このため、現在の地球温暖化対策の継続に加えて、省エネルギー行動の更なる拡大・普及や省エネルギー型機器・設備への更新の促進、再生可能エネルギーの利用促進、住宅やビルなどのゼロエネルギー化の促進など、追加対策を各部門において実施する必要があります。

項目		2025（令和7）年	2030（令和12）年
基準年度値		665千t-CO ₂	
削減目標値		533千t-CO ₂	492千t-CO ₂
基準年度からの削減目標量		▲132千t-CO ₂	▲173千t-CO ₂
内訳	現状対策による削減量	▲64千t-CO ₂	▲100千t-CO ₂
	追加対策による削減量	▲68千t-CO ₂	▲73千t-CO ₂

※追加対策による削減量には、電力の排出係数の低下分を見込む。

市の業務における温室効果ガス排出量削減目標

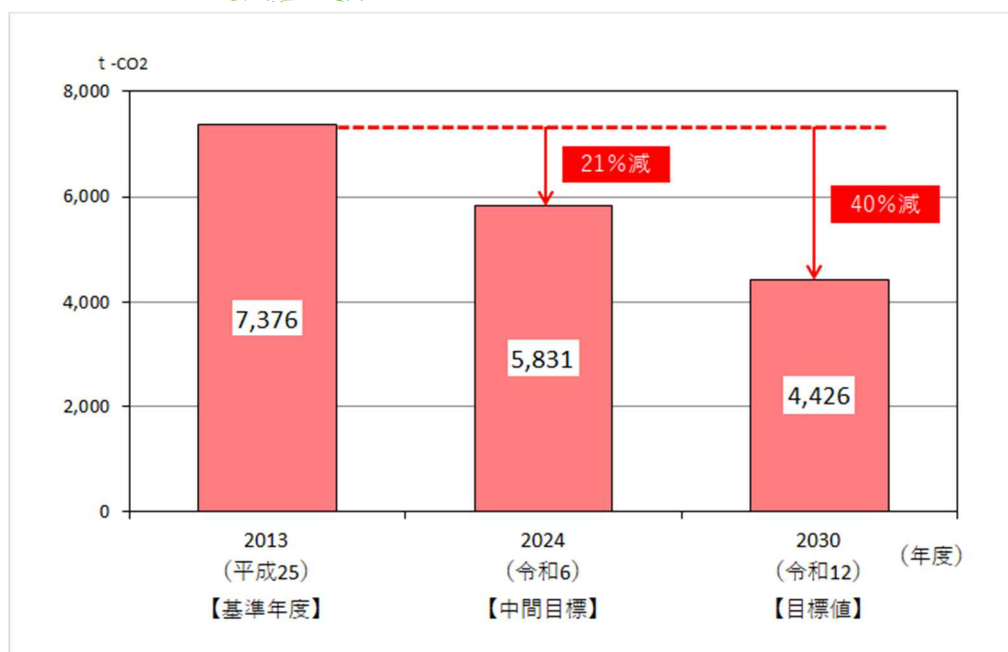
「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」

温暖化対策計画」では、中期目標として、2030年度において2013年度比26.0%減の水準とすることを掲げており、特に業務その他部門（庁舎や学校など市の事務事業の大半は業務その他部門に属します。）においては約40%という高い削減目標が示されています。

そのため、本市においても「第3次犬山市地球温暖化対策実行計画【事務事業編】」に以下の削減目標を設定し、市の業務から排出される温室効果ガスの抑制に取り組んでいきます。

市の業務における温室効果ガス排出量を
2024年度までに **21%削減**（2013年度比）
2030年度までに **40%削減**（2013年度比）

市の業務における温室効果ガス排出量の削減目標



市民の取組

- こまめな消灯など、日常生活での省エネルギーを意識した行動を習慣にします。
- LED 照明などの省エネルギー機器・設備の導入に努めます。
- 家庭での省エネ診断や環境家計簿を活用します。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなどの再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- 住宅の新築、リフォーム、建て替えの際には、ゼロエネルギー化（ZEH）や断熱化など省エネ建築物となるように努めます。
- 緑のカーテンを設置して日差しを和らげ、緑を活用した省エネの推進に努めます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットを利用します。

事業者の取組

- クールビズ・ウォームビズを実施します。
- 省エネ診断を受診します。
- 設備の適切な運転管理と保守点検の実施などエコチューニングを実施します。
- 高効率空調など省エネルギー型設備やエネルギー管理システム（BEMS・FEMS）の導入に努めます。
- 事業所や工場の新設や建て替えの際には、ゼロエネルギー建築物（ZEB）や省エネ建築物となるように努めます。
- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 太陽光発電、太陽熱利用システムなど再生可能エネルギーの導入に努めます。
- 太陽光発電設備等を設置する時は、周辺的环境や安全に十分配慮します。
- 自動車を利用する際は、エコドライブやアイドリングストップを心掛けます。
- 低燃費・低公害車や電気自動車など次世代自動車の購入を心掛けます。
- クールシェアスポット、ウォームシェアスポットの開設に協力します。

市の取組

個別目標（7）省エネルギーの推進

施策⑱ 家庭の省エネルギーの促進

温室効果ガスの排出量削減のために、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供や省エネ講座などを開催し、低炭素型の製品・サービス・ライフスタイルを賢く選択するライフスタイルへの転換を促進します。

また、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、県と連携しながら省エネ診断の周知と受診の促進などの取組を推進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-6、4-7

施策⑲ 事業者の省エネルギーの促進

事業者にとって、取り組みやすく効果的な省エネルギー対策に関する情報の提供やセミナーを開催し、省エネルギー行動を啓発し、低炭素なビジネススタイルへの転換を促進します。

さらに、より効果的な省エネルギー行動へのステップアップを狙い、省エネ診断の周知と受診の促進、設備の適切な運転管理と保守点検の実施を促進していきます。

関連する取組 4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7、4-8

施策⑳ 公共施設の省エネルギーの推進

市役所をはじめとする公共施設においては、「犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、市の業務における温室効果ガス排出量の削減を推進します。

関連する取組 4-3、4-9、4-10

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
⑱	家庭部門における排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	(2013年) 109 t-CO ₂	64 t-CO ₂	53 t-CO ₂
⑲	産業部門における排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	(2013年) 349 t-CO ₂	301 t-CO ₂	280 t-CO ₂
⑳	市の事務事業から排出される温室効果ガス(CO ₂)排出量	(2013年) 7,376 t-CO ₂	(2024年) 5,831 t-CO ₂	4,426 t-CO ₂
㉑	公共施設での緑のカーテン設置施設数	26 施設	30 施設	35 施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、COOL CHOICE運動への参加を呼びかけます。	環境課 産業課
4-2	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、市民や事業者に対して省エネルギー対策に関する情報の提供するとともに、環境イベントや環境学習講座を実施します。	環境課 産業課
4-3	県と連携して市内の公共施設や事業所をクールシェア・ウォームシェアスポットとして認定し、休息施設としての利用を促進します。	環境課 産業課
4-4	県と連携して、中小事業者向け省エネ診断の受診を促進します。	環境課 産業課
4-5	事業所における省エネルギー活動の促進のため、エコチューニングの実施を呼びかけます。	環境課 産業課
4-6	家庭や事業所におけるLED照明や高効率空調の設置・購入を促進します。	環境課 産業課
4-7	エコモビリティ・エコドライブの定着に向けた普及・啓発活動を推進します。	環境課 産業課
4-8	事業所における環境マネジメントシステム（エコアクション21、ISO14001など）の導入を促進します。	産業課 環境課
4-9	犬山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市の事務事業における省エネルギー化を実施します。	全庁
4-10	公共施設においては、LED照明や高効率空調、省エネルギー型の設備の導入・更新を推進します。	施設所管課

個別目標（8）再生可能エネルギーの利用促進

施策②① 再生可能エネルギーの適切な導入の促進

本市では、住宅用の太陽光発電設備や蓄電池の設置に対する補助金の交付など、再生可能エネルギーの導入に取り組んできました。

再生可能エネルギーは、災害時における自立分散型の緊急用電源としての利用価値も高いことから、引き続き、市内における太陽光などの再生可能エネルギーについて、周囲の自然環境や生活環境への影響に配慮しながら、導入を促進していきます。

また、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用の可能性を研究し、エネルギーの地産地消により持続可能な実用・運用ができる場合は、導入に努めます。

関連する取組 4-11、4-12

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
②①	犬山市住宅用地球温暖化対策設備 導入補助件数（一体的導入） ※一体的導入とは、太陽光発電設備、家庭用エネルギー管理システム、リチウムイオン蓄電システムを同時に設置すること	9件/年	15件/年	20件/年
②①	公共施設での再生エネルギー導入施設数（累積）	17施設	18施設	20施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-11	太陽光などの再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行うとともに、適切な導入によるエネルギーの地産地消を促進します。	環境課 産業課
4-12	公共施設における再生可能エネルギーの導入に努めます。	施設所管課

個別目標（9）低炭素型まちづくりの推進

施策② 省エネルギーに配慮した建物・設備への転換の促進

建物の新築、増改築時や設備更新などに際し、省エネルギーに配慮した建物・設備とするよう情報提供を行い、低炭素型のまちづくりを推進します。

関連する取組 4-13、4-14

施策③ 環境負荷の少ない移動の促進

環境負荷の少ない電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。
また、市民が公共交通機関や自転車、徒歩により環境負荷を少なく、安全かつ快適に移動ができる利便性の高いまちづくりを推進します。

関連する取組 4-14、4-15、4-16

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
③	公用車における低公害車の台数	7台	10台	13台
③	コミュニティバスの年間利用者数	121,876名	120,000名	120,000名
②	LED等高効率機器が施設内の50%以上導入されている公共施設数	15施設	100施設	130施設

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
4-13	省エネルギーに配慮した建物・設備の普及を促進します。	環境課 都市計画課
4-14	電気自動車、燃料電池自動車といった次世代自動車の普及を図ります。	環境課 産業課 総務課

取組内容		担当部署
4-15	コミュニティバスの利便性の向上を図ります。	防災交通課
4-16	関係機関との協力により、歩行者や自転車が安全で通行しやすい道路の整備・維持管理をします。	都市計画課 整備課 土木管理課

コミュニティバス



基本目標5

協働による環境活動の楽しさを 未来に伝えるまち

～環境保全活動の拡大～

施策展開の方針

地球温暖化をはじめとする今日の環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、私たちのライフスタイルや事業活動を見直すだけでも、その解決に繋がるものです。

私たちには、次の世代も快適な生活が送れるよう「里山の自然と暮らしが調和した住み続けたいまち」をつくりあげることが求められており、市民一人ひとりが環境問題について学び、考え、環境にやさしい行動を積極的に実践するまちを実現していかなければなりません。

そのため、家庭や学校、職場をはじめ、様々な機会で、子どもと大人が一緒になって環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。

また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。



市民の取組

- 環境保全に関する情報を意識して取り入れるなど、環境に関心を持ちます。
- 環境にやさしいライフスタイルの実践に努めます。(省エネ、地産地消、ごみ減量・リサイクル、グリーン購入等)
- 環境保全活動や環境学習講座などに積極的に参加します。
- 自ら主体的に環境保全活動を実践します。
- 市民が気軽に参加できるイベントや講座を開催し、市民の環境への理解を深めます。
- 活動する団体間の交流を深め、環境活動の輪を広げます。

事業者の取組

- 環境マネジメントシステム（エコアクション 21、ISO14001 など）の導入に努めます。
- 従業員を対象とした環境研修や啓発を実施します。
- 施設見学の受け入れなど、市民に環境教育・環境学習の機会を提供します。
- 地域の環境保全活動に協力、参加します。
- 市民や市が実施する環境イベント、環境学習講座などに積極的に協力、参加します。
- 自社の環境配慮に関する情報を積極的に発信します。
- 環境配慮型商品等を積極的に購入します。

市の取組

個別目標（10）環境に配慮した行動の実践

施策②④ 環境にやさしいライフスタイル、ビジネススタイルの実践に向けた普及・啓発

日々の生活や事業活動が、地域や地球の環境に与える影響を自覚したうえで、自発的に環境にやさしい暮らしや環境に配慮した事業活動を実践する市民や事業者が増えるよう、取り組みを実践するとともに、普及・啓発に努めます。

関連する取組 5-1、5-2、5-3、5-4、5-5

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
②④	省エネ講座の実施回数	1回/年	2回/年	3回/年
②④	環境学習講座等への参加人数	1,843名/年	1,900名/年	2,000名/年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-1	家庭や事業所における効果的な省エネルギー活動の促進のため、市民や事業者に対してCOOL CHOICE運動への参加を呼びかけます。	環境課 産業課
5-2	発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）の3Rを推進します。	環境課
5-3	エコドライブの定着に向け、市民や事業者に対して普及・啓発活動を推進します。	環境課 産業課
5-4	家庭や事業所の環境に配慮したライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を促進するため、省エネルギー対策に関する情報の提供、環境イベントや環境学習講座の展開を図ります。	環境課 産業課
5-5	環境配慮型商品等の購入や、木材の利活用により環境に配慮します。	全庁

個別目標（11）環境教育・環境学習の推進

施策⑳ 学校における環境教育の充実

将来、環境問題解決の担い手となる児童生徒への環境教育について、さらなる充実を図るため、学校単位で身近な環境問題やエネルギー問題などに関する教育を推進します。児童生徒に、現在の環境の状況、市民、事業者や市の取組などを紹介できる機会を作り、環境への関心の向上と日常生活への反映を図ります。

関連する取組 5-6、5-7

施策㉑ 地域における環境学習機会の拡充

環境学習会やイベントの開催などを通じて、子どもから大人までの幅広い世代を対象とした環境学習の機会を増やします。また、犬山里山学センターを環境活動の拠点とし、より多くの市民が興味を示す内容や市民が参加しやすい工夫などを講じながら、環境学習の充実を図るとともに、活動参加率の向上を目指します。

関連する取組 5-6、5-8、5-9、5-10

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
㉑	犬山里山学センターでの 小中学校環境学習実施数	5校/年	6校/年	7校/年
㉑㉒	環境学習講座等への参加人数	1,843名/年	1,900名/年	2,000名/年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-6	事業者や市民との連携により、児童生徒が農業等を体験できるプログラムの提供、地域の環境保全・再生活動への参加など、児童生徒から家庭へ、また地域へと活動の輪を広げていきます。	環境課 産業課 地域協働課 学校教育課

取組内容		担当部署
5-7	環境学習の教材や教育プログラムなどの整備、充実を図ります。	環境課 学校教育課
5-8	自然観察会、緑地や河川などの保全活動、環境美化活動など、誰もが参加できる、体験を通じた環境学習の機会について、多様な団体と関わり実施することで、参加者層や活動内容の拡充を図ります。	環境課 文化スポーツ課 地域協働課
5-9	市民や事業者の環境保全意識向上のため、環境学習の機会の充実を図ります。	環境課 産業課
5-10	市民が実施する環境学習活動に対して、講師の派遣等の人材支援を行います。	環境課 地域協働課

学校での環境学習



市民との協働



個別目標（12）協働による環境活動の推進

施策⑳ 環境に配慮した活動への支援

市民や事業者が自主的に行う環境活動の支援を図ります。また、経済活動と環境配慮の両立をめざす事業者の取り組みを支援するとともに、環境関連技術の普及に向けた活動を支援します。

関連する取組 5-11

施策㉑ 協働による環境保全活動の充実と担い手の育成・活用

様々な主体が参加できる講座やイベントを開催し、幅広い人々に対して環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。また、環境学習や保全活動の推進役となる担い手（環境ボランティア）を育成するとともに、人材を有効に活用できるよう推進します。

また、市民や事業者などと連携し、子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できる環境活動や環境フェアなどのイベントを開催し、環境保全に対する意識と行動の啓発を図ります。

関連する取組 5-12、5-14

施策㉒ 環境に関する情報共有と協働の場づくり

広報紙やホームページ、SNS などの様々な媒体を活用した市内の環境保全活動に係る情報発信をはじめ、市民、事業者、市の協働により、よりよい環境をつくっていくための情報共有や協働の場の構築に努めます。

関連する取組 5-13、5-14、5-15、5-16

施策指標

対象施策	項目	2019年	2025年	2030年
㉑㉒㉓	市民への指導・支援及び活動に携わった人数	603名/年	650名/年	700名/年

目標達成に向けた取組

	取組内容	担当部署
5-11	市民や事業者に対し、自主的な活動を支援します。	環境課 地域協働課
5-12	環境学習や環境保全活動の推進役となる担い手の育成し、その活用を図ります。	環境課
5-13	子どもから大人まで誰もが楽しく、気軽に参加できるイベントや講座を開催し、環境活動に興味を持ち、参加する層の拡大を図ります。	環境課 文化スポーツ課
5-14	市民ボランティア、事業者などと連携し、市民協働による環境保全活動やイベントを実施します。	環境課 地域協働課
5-15	環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。	環境課
5-16	環境問題に関する情報を収集するとともに、情報の提供方法などの改善を図ります。	環境課